

資料 2－1

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院

第 1 期中期目標期間の終了時の検討及び措置について

令和 5 年 2 月

北海道広尾町

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の第1期中期目標期間の 終了時の検討及び措置について

1. 第1期中期目標期間の終了時の検討及び措置

(1) 業務の継続又は組織の存続の必要性

地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院は、令和元年度から令和3年度までの各事業年度の業務実績について、「全体として中期計画の実現に向けて計画どおり順調に進捗している」と評価されており、第1期中期目標期間見込評価において「中期目標の実現に向けておおむね計画どおりに進んでいる」（資料2-2「地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院 第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果（P2 1 全体評価（1）評価結果）」）と評価されています。

このことから、適切な業務運営が行われていると判断し、引き続き、地方独立行政法人の形態で業務を行うことが適当であるとする。

(2) 業務及び組織の全般

これまでの法人の業務実績や評価委員会において出されたご意見やご指摘を受けたことに関して、課題等の整理を行い、引き続き本町の医療拠点としての責務を果たすとともに、持続可能な病院経営を実現するために業務運営の改善及び効率化に取り組むことを求めます。

【参考】地方独立行政法人法（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。